

目 次

第VI部 特許権の存続期間の延長

1. 制度の趣旨	1
2. 出願	1
2.1 出願人	1
2.2 出願できる時期	1
2.3 出願の対象となる特許権	2
2.4 願書の記載事項	2
2.5 延長の理由を記載した資料の記載事項	2
2.6 出願の効果	4
2.7 特許公報への掲載	4
3. 審査	4
3.1 拒絶査定	4
3.1.1 特許発明の実施に第67条第2項の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められないとき(第67条の3第1項第1号)	4
3.1.2 特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第67条第2項の政令で定める処分を受けていないとき(第67条の3第1項第2号)	8
3.1.3 延長を求める期間がその特許発明の実施をすることができなかった期間を超えているとき(第67条の3第1項第3号)	8
3.1.4 出願をした者が当該特許権者でないとき(第67条の3第1項第4号)	10
3.1.5 出願が第67条の2第4項に規定する要件を満たしていないとき(第67条の3第1項第5号)	10
3.2 登録査定	10
3.3 特許公報への掲載	10
3.4 補正	10
3.4.1 補正できる時期	10
3.4.2 補正できる範囲	10